

所定疾患施設療養費算定状況

平成 24 年 4 月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

所定疾患施設療養費について

- 対象となる入所者の状態は次のとおりです。
 - *肺炎
 - *尿路感染症
 - *带状疱疹
 - *蜂窩織炎
- 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また 1 回に連続する 10 日を限度とし、月 1 回に限り算定する。
- 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
- 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
- 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

主な治療内容

肺炎	血液検査・血中酸素濃度の測定・抗生剤の内服・抗生剤の点滴注射・水分補給（経口・点滴）・喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
尿路感染症	血液検査・尿検査・抗生剤の内服・抗生剤の点滴注射・水分補給（経口・点滴）など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
蜂窩織炎	抗生剤の投与 状況に応じて適宜治療を行います。

令和 5 年度 所定疾患施設療養費算定況

診断名/月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
肺炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	3
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	4	10
尿路感染症	人数	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	4
	治療日数	7	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	13
蜂窩織炎	人数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	治療日数	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	10
带状疱疹	人数	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3
	治療日数	0	0	4	3	0	0	0	0	0	0	10	0	17